

# 令和6年度 家庭用電気自動車等導入者 奨励金のご案内

●EVの購入・V2Hの設置を奨励します●

横須賀市では、脱炭素社会の実現と市内産業の活性化を目的に、市内に生産拠点を有する事業者が製造した家庭用電気自動車(EV)またはこの電気自動車用の充電設備(V2H)の導入者に対して奨励金を交付し、電気自動車の普及を促進します。

## 1. 交付件数・金額

- 交付件数 50件(電気自動車と充電設備の合計)先着順
  - 交付金額 電気自動車又は充電設備の導入1件 50,000円
- ※1人が電気自動車と充電設備両方を導入する場合は両方について1回ずつ申請できます。



## 2. 交付対象者

横須賀市内に住所を有する個人で、次のいずれかに該当する人

- ① 新車の電気自動車(事業に用いるものを除く)を新たに購入した人  
※リースは対象外です。
- ② 居住する市内の住宅に新たに充電設備を設置したか、  
充電設備が設置された住宅を市内に新築又は購入し、居住している人

## 3. 交付対象となる電気自動車及び充電設備

(電気自動車)

- 自動車検査証に、当該自動車の燃料が電気であることが記載されているもの、かつ経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の対象となる自動車であること
- 市内に生産拠点を有する事業者が製造した自動車であること  
※具体的には、日産のサクラ、リーフ、アリア、クリッパーEVが対象(令和6年6月現在)
- 令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に初度登録を受けた自動車であること  
※中古車は対象外です。

(充電設備)

- 電気自動車への充電及び電気自動車から住宅への電力の供給が可能な設備であること、かつ経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の対象となる設備
- 市内に生産拠点を有する事業者が製造した電気自動車を既に所有していること  
※具体的には、日産のサクラ、リーフ、アリアが対象(令和6年4月現在)
- 令和6年4月1日～令和7年3月31日の期間に未使用の充電設備を取り付けていること  
※中古品は対象外です。

#### 4. 交付要件

- 電気自動車の場合、自動車検査証の所有者および使用者が申請者と同一であること  
※ただし、所有権留保付きのローン購入の場合に限り、所有者は販売店やローン会社等でもかまいません。
- 電気自動車の場合、自動車検査証の「使用の本拠の位置」が市内であること
- 充電設備の場合、申請者が充電設備を設置した市内の住宅に居住し、かつ設置された充電設備を使用していること
- 充電設備の場合、申請者以外の住宅所有者全員の同意の上、充電設備を設置していること
- 納期限の到来した横須賀市の市税を完納していること
- 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員ではないこと
- 電気自動車又は充電設備の導入に係る費用が、それぞれ50,000円以上であること
- 同一の者が同じ年度内に電気自動車1台及び充電設備1基を超えて申請していないこと

#### 5. 申請受付期間

令和6年(2024年)5月17日(金)～令和7年(2025年)3月31日(月)

先着順での受付となります。

受付場所:横須賀市役所1号館4階 都市戦略課(7番カウンター窓口)

※審査に時間を要するため、受付期間終了間際に申請される場合は、事前にご相談ください。

V2H(Vehicle to Home: ブイツーエイチ)とは

住宅から電気自動車への充電をすることと、電気自動車から住宅へ給電することの両方ができる装置。

従来の家庭用コンセントより充電が早く、災害などで停電した際は、電気自動車を蓄電池代わりとして使用することができる。

## 6. 奨励金交付申請

電気自動車又は充電設備の導入が完了したら、必要事項を記入した「奨励金交付申請書」(様式1)に、必要書類を添付して、直接都市戦略課へ提出してください。  
(郵送、FAX、Eメール、電話等での受付はできません)

### ※電気自動車の導入完了とは

車両の購入に係る代金の支払い及び自動車検査証の交付が全て完了したこと

### ※充電設備の導入完了とは

設置工事の完了又は住宅の引き渡し、及び設置や購入に係る代金の支払いが全て完了したこと

### ◎電気自動車導入の場合の必要書類

※経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の額が確定したことを証する書類の写しを提出した場合は次の③及び④の提出を省略できます。

- ① 奨励金交付申請書(様式1) (市ホームページからダウンロードできます)
- ② 自動車検査証の写し(※所有者と使用者の氏名・名称及び住所がわかるもの)
- ③ 車両代金全額分の領収書の写し
- ④ ローン購入の場合で、自動車検査証の所有者と申請者が異なる場合は、保管場所標章番号通知書の写し又は申請者が保険契約者である任意自動車保険契約書の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

### ◎充電設備導入の場合の必要書類

※経済産業省の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」の額が確定したことを証する書類の写しを提出した場合は次の③、④及び⑤の提出を省略できます。

- ① 奨励金交付申請書(様式1) (市ホームページからダウンロードできます)
- ② 充電設備の出荷証明書の写し又は保証書の写し
- ③ 充電設備の設置又は住宅の新築・購入に係る領収書の写し(住宅の新築・購入に係る領収書で、充電設備設置に係る内訳が明記されていない場合は内訳書も添付してください)
- ④ 充電設備の設置状況を示す写真
- ⑤ 充電設備の設置・引き渡し完了証明書(様式2) (市ホームページからダウンロードできます)
- ⑥ その他市長が必要と認める書類

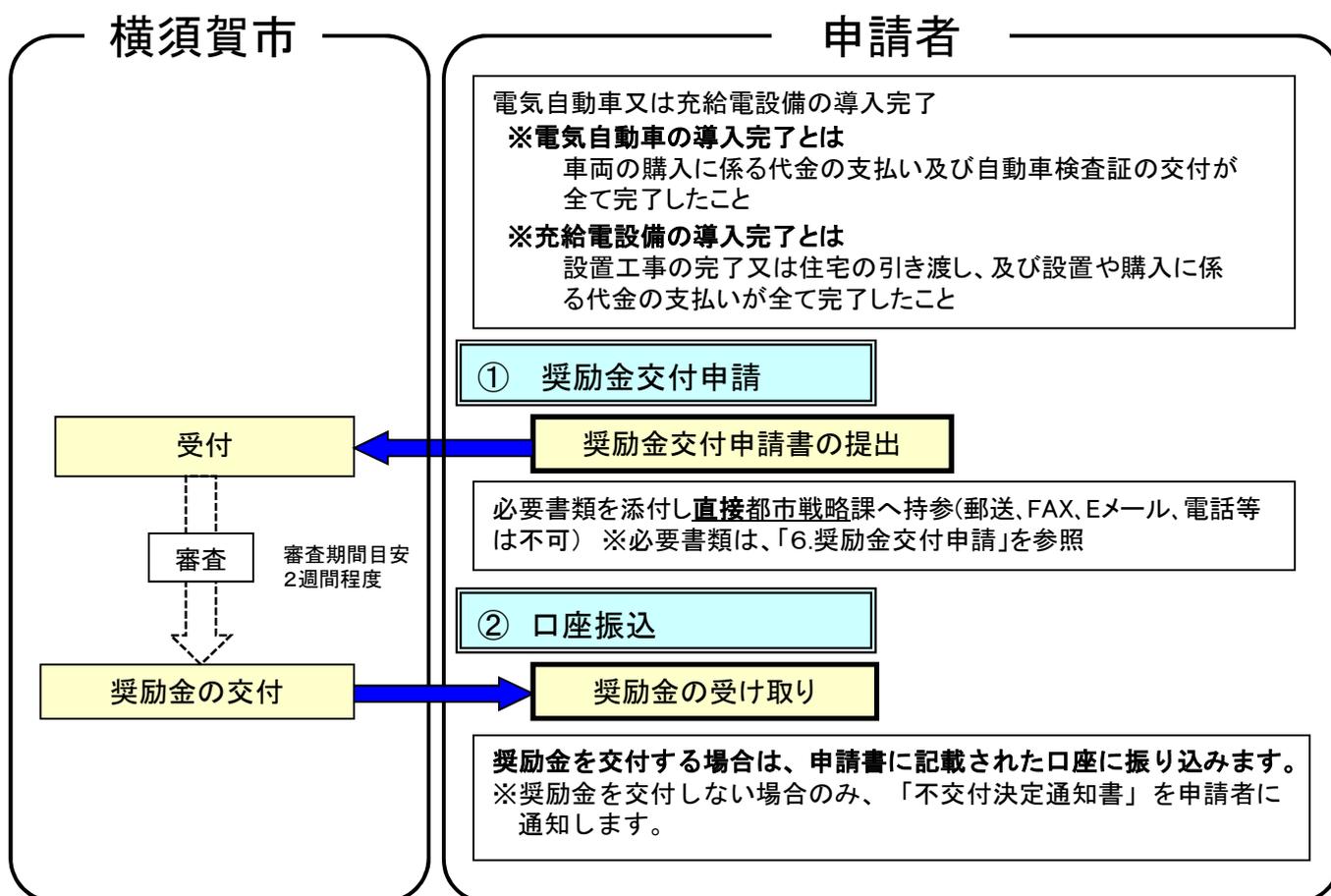
## 7. 奨励金の交付について

申請書の内容を審査した結果、奨励金を交付する場合は、申請書に記載された口座に奨励金を振り込みます。

なお、交付しない場合は「奨励金不交付決定通知書」により申請者に通知します。

## 8. 手続きの流れ

奨励金交付の申請から受け取りまでの手続きは、以下のとおりです。



## 9. その他の補助金等について

### 【事業者や個人事業主が電気自動車や電気自動車充電器を導入される場合】

事業者及び個人事業主向けの電気自動車及び充電器導入費補助も都市戦略課で行っていますので、お問い合わせください。

※充電器については、導入前に補助金交付申請を行う必要があります。

なお、「家庭用電気自動車等導入者奨励金」との併用はできませんのでご注意ください。

◆補助対象：事業者・個人事業主

### 【国の補助金についての問い合わせ先】

一般社団法人 次世代自動車振興センター

〒103-0027 東京都中央区日本橋1-16-3 日本橋木村ビル

URL: <https://www.cev-pc.or.jp/>

次世代自動車部(CEV補助関係)

TEL:0570-001-136

充電インフラ部(充電インフラ整備補助関係)

TEL:0570-000-299

### 奨励金交付申請先・お問い合わせ先

横須賀市 経営企画部 都市戦略課 ゼロカーボン推進担当

〒238-8550 横須賀市小川町11番地

電話： 046-822-8524 FAX： 046-822-9285

Eメール： [zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp](mailto:zc-zc@city.yokosuka.kanagawa.jp)

URL： <https://www.city.yokosuka.kanagawa.jp/0830/kankyousolar/evhojo.html>